

令和 8 年度 愛知県公立高等学校等奨学給付金の案内

1 受給要件

保護者等の住民票上の住所が「**愛知県内**」であること。

※愛知県以外にお住まいの場合は、住民票のある都道府県教育委員会にお問い合わせください。

2 申請に必要な書類等

支給申請書、委任状、通帳の写し 及び 世帯の所得要件を証明するものとして、以下のいずれかをご提出ください。

世帯の所得に関する要件

	必要書類
生活保護受給世帯	生活保護の受給証明書 ※令和 8 年 7 月 1 日以降に発行された、 <u>生業扶助の記載があるもの</u>
住民税非課税世帯	非課税証明書の原本（ 保護者等の全員分 ） ※令和8年度分
両親の住民税所得割額の合計が 1 円以上 182,500 円未満の世帯	課税証明書の原本（ 保護者等の全員分 ） ※令和8年度分

【例】愛知県内の学校に通っており、両親ともに愛知県内に在住で、父親が会社員、母親が無職の場合
⇒「支給申請書」、①「**両親の**課税証明書」、「委任状」、「通帳の写し」を学校に提出する。

【例】愛知県内の学校に通っており、ひとり親の母親が愛知県内に在住で、非課税世帯の場合
⇒「支給申請書」、①「**母親の**非課税証明書」、「委任状」、「通帳の写し」を学校に提出する。

<よくあるご質問>

Q 家事・育児等に従事しており、所得がなかったため、税の申告をしていないが、給付金の申請は可能ですか。

A 住民税課税証明書による税額の確認ができないため、奨学給付金の支給要件に該当するか判断ができません。収入がない場合も、市役所などで税の申告等を行った上で、申請してください。

★生徒の国籍・在留資格等により、対象となる制度が異なります。

制度	対象生徒	給付内容
A 奨学給付金 新制度	・令和8年度の就学支援金等(新制度)、授業料に係る補助の支給決定通知を受けている生徒 ・日本国籍を有する生徒 ・永住者等、将来に渡り日本に定着する意思がある生徒 等	世帯の所得額(課税証明書の所得割額)が下表に記載の額(原則、所得割額182,500 円未満(年収 490 万円相当世帯))に該当する場合、給付金が支給されます。
B 奨学給付金 旧制度	・令和8年度の「就学支援金等(旧制度)」や「高校生等・新修学支援金」の支給決定を受けている生徒 ・A に該当しない生徒(外国籍で家族滞在の生徒や、日本に定着する意思のない生徒など)	世帯の所得額(課税証明書の所得割額)が下表に記載の額(原則、 生活保護、非課税世帯までが対象)に該当する場合、給付金が支給されます。

【A 新制度】に該当する世帯の給付額

課程	生活保護世帯	住民税 非課税世帯	所得割額 105,500 円 未満世帯	所得割額 105,500 円 以上 182,500 円未満世帯	(専攻科) 所得割額 105,500 円以上 264,500 円未満 多子世帯
全日制 定時制	32,300 円	143,700 円	47,900 円	35,930 円	
通信制	32,300 円	50,500 円	16,830 円	12,630 円	
専攻科		50,500 円	16,830 円		12,630 円

※前年度からの変更点

全日制・定時制・通信制： 所得割額合算額 182,500 円（年収 490 万円相当世帯）まで対象世帯を拡充

専攻科： 支給額の増額

【B 旧制度】に該当する世帯の給付額

課程	生活保護世帯	住民税 非課税世帯	(専攻科) 所得割額 105,500 円 未満世帯	(専攻科) 所得割額 105,500 円以上 264,500 円未満 多子世帯
全日制 定時制	32,300 円	143,700 円		
通信制	32,300 円	50,500 円		
専攻科		50,500 円	10,100 円	10,100 円

※前年度と同様であり、全日制・定時制・通信制は生活保護世帯又は非課税世帯が対象